

# 藤沢市人権施策推進指針

～一人ひとりの市民が尊重され、  
ともに生きるまちづくりに向けて～



人権とは、  
すべての人が生まれながらにもっている権利です。

#### 世界人権宣言（1948年（昭和23年））

##### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

#### 日本国憲法（1947年（昭和22年））

##### 第11条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

##### 第97条

この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

人は誰でも、自由で平等であり、  
尊厳をもって人間らしい生活をする権利があります。

同じ社会に生きる者として、互いの人権を尊重し、違いを認め合い、  
人を思いやる心をもって行動することが大切です。

# — 目 次 —

## I 人権施策推進指針の策定にあたって

1	指針策定の趣旨	1
2	指針の位置づけ	1
3	指針策定の背景	2
	(1) 世界の動き	
	(2) 国内の動き	
	(3) 藤沢市の取り組み	

## II 指針がめざすもの

1	基本理念	4
2	基本目標	4

## III 人権施策の推進へ向けて

1	人権教育・啓発の推進	5
2	相談・支援の充実	6
	(1) 相談窓口の充実	
	(2) 相談・支援・救済の連携	
	(3) 専門相談員の確保と養成	
3	庁内体制の整備	7
	(1) 人事、組織、体制の見直し	
	(2) 職員への人権研修	
	(3) 人権情報の収集と活用	
4	個人情報保護と情報公開	8
	(1) 個人情報、情報公開の適切な扱いの徹底	
	(2) 個人情報保護法についての教育・啓発	

## IV 分野別施策の推進

1	男女平等の社会づくりに向けて	9
2	子どもの人権を尊重するために	11
3	高齢者の人権を尊重するために	13
4	障害者の人権を尊重するために	15
5	同和問題(部落差別)を解決するために	17
6	外国人市民の人権を尊重するために	19
7	患者等の人権を尊重するために	21
8	就労者の人権を尊重するために	22
9	犯罪被害者の人権を尊重するために	23
10	ホームレス(野宿生活者)の人権を尊重するために	24
11	さまざまな人の人権を尊重するために	25

## V 今後の人権行政のあり方

1	目標達成プログラムの策定	27
2	人権行政の点検とチェック機能	27
3	市民との協働	27
4	「(仮称)人権総合センター」設置の研究	28
5	人権基本条例の検討	28

## 参考資料

「藤沢市人権施策推進指針」策定経過	29
ふじさわ人権懇話会要綱	31
藤沢市人権事務事業推進連絡会要綱	33
人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	35
「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画	36
世界人権宣言	43
関連年表	46